

そのまゝ所謂圓牌の納入につきても適用せられて居つたので、これを簡にして所要の鋪馬を省かうとしたのに外ならぬと解釋するを得るであらう。

兎も角圓牌と海青牌との名が時代的に並行して記録に見えてゐるのは、新圓牌の制定せられた時と思はれる至元十六年後二年を経た十八年までのことであつて、この後はみな圓牌と稱せられ、海青の字面を認めない。而してその性質は兩者全く同一であるとするれば、新圓牌の制定せられた年を境として、舊圓牌は普通海青牌と稱し、新圓牌は單に圓牌と稱し、而してこれに或は金字銀字の區別を冠したに外ならぬであらう。

新圓牌が制定せられ、海青の名が牌名に冠せられないやうになつた時、牌子にも從來の海東青鶻を附せないこととなつたか、或は海東青鶻の形はそのままに残して、名稱のみを更ためたか、今これを定めるを得ない。もし前の場合であるとすれば、こゝに示した圓牌は改定以前のものに屬するものであり、もしまた後の場合だとすれば、これを至元十六年以後のものとも見ても差支ない。

註① 符と牌との性質の違ふことはいふまでもない。而して元代に符と稱せられたものが實は牌に外ならないこともまた明らかなることである。けれども元代に於て既にこれを符とも稱し牌とも呼んだのであるから、便宜上こゝにも符牌というた。嚴密にいはゞ單に牌といふべきである。

② Cordier, Ser Marco Polo, Notes and Addenda to Sir Henry Yule's Edition. p. 67 にいふところによると Pelliot 氏はこれを單に第四十二號とのみ記してあるというたと見えるけれども、その上に「□字」の二字の存することは明らかである。首めの文字は挿圖によりては読み難いけれど、千字文中の一字であることは疑ない。

③ 箭内博士はこれを虎頭金牌なりと斷定したが(元朝牌符考)、この見解は元代の記録に金虎符、虎鬪金牌、虎頭金牌等の名